

青森県報

第六百四十八号

令和五年
八月十四日
(月曜日)

目次

告 示

- 障害福祉サービス事業者の指定……………(障害福祉課) ……一
- 指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業の廃止の届出……………(同) ……一
- 身体障害者福祉法による医師の指定……………(同) ……二
- 児童福祉法による障害児通所支援事業者の指定……………(同) ……二
- 道路の区域の変更……………(道路課) ……二
- 道路の供用の開始……………(同) ……三
- 公 告
- 農地を利用する権利の設定の裁定……………(構造政策課) ……三
- 右 同……………(同) ……四
- 出先機関
- 凍結防止剤供給単価契約に係る一般競争入札……………(下北地域民局) ……四

告 示

青森県告示第四百九十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行

う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

令和五年八月十四日

青森県知事 宮 下 宗一郎

指定障害福祉サービス事業者	名称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
社会福祉法人あーると	五所川原市大字稲実字稲葉三八の二三	就労移行支援	あーると就業サポートセンター	五所川原市大字漆川字鍋懸一四八の二	令和五・八・一	

青森県告示第四百九十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

令和五年八月十四日

青森県知事 宮 下 宗一郎

指定障害福祉サービス事業者	名称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	名称	主たる事務所の所在地	廃止年月日
アースサポーツ株式会社	東京都渋谷区本四町一丁目四の一	重度訪問介護	アースサポーツの町	弘前市大字浜の町西二丁目一	令和五・七・三	

合同会社居宅介護支援サービス介護のこと	五所川原市大字梅田字平野一二	居宅介護	合同会社居宅介護支援サービス介護のこと	五所川原市大字梅田字平野一二	〃
合同会社居宅介護支援サービス介護のこと	五所川原市大字梅田字平野一二	重度訪問介護	合同会社居宅介護支援サービス介護のこと	五所川原市大字梅田字平野一二	〃

青森県告示第四百九十九号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により次のとおり医師を指定したので、青森県身体障害者福祉法施行細則（昭和六十二年三月青森県規則第二十六号）第五条の規定により告示する。

令和五年八月十四日

青森県知事 宮 下 宗一郎

氏名	油川 広太		勤務する病院等	診療科目	指定期日
	名	姓			
所在地	弘前大学医学部附属病院		所在地	診療科目	指定期日
	部	五三			
由			整形外科（肢体不自由）	令和五・八・一	

青森県告示第五百号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次のとおり障害児通所支援事業を行う者を指定したので、同法第二十一条の五

1	図面番号	道路の種類	路線名	変更の区間	変更の前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
		国道	三三三八号	むつ市川内町宿野部上野平三四からむつ市川内町宿野部一〇一まで	前 後	一・二・六・七メートルから 四・六・七メートルまで	二七・四・七〇メートル 二四・五・二〇メートル	

の二十五第一号の規定により公示する。

令和五年八月十四日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名称	社会福祉法人睦会	主たる事務所所在地	平川市本町平野四五の一	障害児通所支援の種類	児童発達支援	名称	こどもサポートMeilody弘前田園	所在地	弘前市大字田園三丁目一の七	指定期日	令和五・八・一
名称	社会福祉法人睦会	主たる事務所所在地	平川市本町平野四五の一	障害児通所支援の種類	放課後等デイサービス	名称	こどもサポートMeilody弘前田園	所在地	弘前市大字田園三丁目一の七	指定期日	〃

青森県告示第五百一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から令和五年九月十三日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

令和五年八月十四日

青森県知事 宮 下 宗一郎

青森県告示第五百二二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から令和五年九月十三日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

令和五年八月十四日

青森県知事 宮 下 宗一郎

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
国道三三八号	むつ市川内町宿野部上野平三四から むつ市川内町宿野部一〇一まで	令和 五 年 八 月 十 四 日

公 告

農地を利用する権利の設定の裁定

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十一条第二項において読み替えて準用する同法第三十九条第一項の規定により、次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定すべき旨の裁定をしたので、同法第四十一条第三項の規定により公告する。

令和五年八月十四日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
--------	----	------------

二 利用権の内容

農地の区分	利用権の内容
上北郡七戸町字中岫村ノ上九の二	田 一、〇〇七
上北郡七戸町字中岫村ノ上一三の九	田 一、二三六
上北郡七戸町字中岫村ノ上一三の一一	田 一、三三七
上北郡七戸町字中岫村ノ上一九の一	田 三、三六三

三 利用権の始期及び存続期間

農地の区分	利用権の内容
上北郡七戸町字中岫村ノ上九の二	賃借権
上北郡七戸町字中岫村ノ上一三の九	賃借権
上北郡七戸町字中岫村ノ上一三の一一	賃借権
上北郡七戸町字中岫村ノ上一九の一	賃借権

四 借賃に相当する補償金の額

農地の区分	利用権の始期	存続期間
上北郡七戸町字中岫村ノ上九の二	令和五年一〇月	一〇年
上北郡七戸町字中岫村ノ上一三の九	令和五年一〇月	一〇年
上北郡七戸町字中岫村ノ上一三の一一	令和五年一〇月	一〇年
上北郡七戸町字中岫村ノ上一九の一	令和五年一〇月	一〇年

農地の区分	借賃に相当する補償金の額(円)
上北郡七戸町字中岫村ノ上九の二	三〇、〇〇〇円
上北郡七戸町字中岫村ノ上一三の九	三七、〇〇〇円
上北郡七戸町字中岫村ノ上一三の一	四〇、〇〇〇円
上北郡七戸町字中岫村ノ上一九の一	一〇〇、〇〇〇円

五 補償金の支払の方法

利用権の始期までに利用権を設定すべき農地の所在地の供託所に補償金を供託すること。

六 利用権を設定すべき農地の所有者等に係る情報

農地の区分	所有者等に係る情報
上北郡七戸町字中岫村ノ上九の二	令和二年六月に登記名義人が死亡し、所有者が確知できない状態となっている。
上北郡七戸町字中岫村ノ上一三の九	令和二年六月に登記名義人が死亡し、所有者が確知できない状態となっている。
上北郡七戸町字中岫村ノ上一三の一	令和二年六月に登記名義人が死亡し、所有者が確知できない状態となっている。
上北郡七戸町字中岫村ノ上一九の一	令和二年六月に登記名義人が死亡し、所有者が確知できない状態となっている。

農地を利用する権利の設定の裁定

農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第四十一条第二項において読み替えて準用する同法第三十九条第一項の規定により、次のとおり農地を利用する権利(以下「利用権」という。)を設定すべき旨の裁定をしたので、同法第四十一条第三項の規定により公告する。

令和五年八月十四日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積(平方メートル)
南津軽郡大鰐町大字森山字上福田九三	田	五八三

二 利用権の内容

賃借権

三 利用権の始期及び存続期間

利用権の始期	存続期間
令和五年一〇月	三年

四 借賃に相当する補償金の額

一万二千九百円

五 補償金の支払の方法

利用権の始期までに利用権を設定すべき農地の所在地の供託所に補償金を供託すること。

六 利用権を設定すべき農地の所有者等に係る情報

平成二十三年一月に登記名義人が死亡し、所有者が確知できない状態となっている。

出 先 機 関

凍結防止剤供給単価契約に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の六の規定により公告する。

令和五年八月十四日

下北地域県民局長 蛭 名 芳 徳

一 一般競争入札に付する事項
次に掲げる物品の購入とし、その物品に要求する品質及び規格等は、入札説明書による。

凍結防止剤 二十五キログラム入(予定数量三万二千四百袋)

二 納入期間

令和五年十一月一日から令和六年三月三十一日まで

三 納入場所

下北地域県民局地域整備部が指定する場所

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 令和二年五月十八日青森県告示第四百十二号(物品等の競争入札参加資格)の

一、令和三年二月十日青森県告示第八十二号(物品等の競争入札参加資格)の
一、令和四年二月十四日青森県告示第六十三号(物品等の競争入札参加資格)の
一又は令和五年二月十日青森県告示第五十六号(物品等の競争入札参加資格)の
一のいずれかの規定により入札の日までにAの等級に格付された者であること。

3 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領(平成十二年一月二十一日付け青管第九百十二号。以下「指名停止要領」という。)に基づく知事
の指名停止の措置を、一般競争入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)

4 申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、受けていない者であること。
第十六号までに掲げる措置要件に該当する事実(既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。)がない者であること。

五 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の時期及び場所等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて次に従い、申請書により、審査を受けなければならない。

2 提出部数 一部

3 提出期限等

(一) 入札への参加を希望する者は、申請書を令和五年八月三十一日までに下北地域県民局長に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明等を求められた場合には、これに応じなければならない。

(二) 審査結果については、当該申請者に対して書面により別途通知する。

六 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先
むつ市中央一丁目一の一八

むつ合同庁舎新館四階 下北地域県民局地域整備部建設管理課

電話 ○一七五―二二―一二三二

2 入札書の提出期限

令和五年九月二十五日 午後五時十五分

3 入開札の場所及び日時

(一) 場所

むつ市中央一丁目一の一八

むつ合同庁舎新館二階 中会議室

(二) 日時

令和五年十月二日

なお、時間は入札説明書による。

七 入札執行回数

原則として二回を限度とする。

八 入札保証金及び契約保証金に関する事項

入札保証金及び契約保証金は、免除する。

九 落札者の決定方法

十一の3の定めにより落札対象と判断され、かつ、予定価格の制限の範囲内で、
売買代金に係る最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 契約の締結

1 落札決定の日から七日以内に契約を締結する。

2 落札の決定後、当該入札に係る契約の締結までの間において、当該落札者が四
に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該契約を締結しない。

十一 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 購入物品に係る証明書等の審査

(一) 入札への参加を希望する者(五の定めにより、入札に参加する者に必要な資格を有すると確認された者に限る。以下同じ。)は、入札説明書に基づき、購入物品を十分に供給できる体制が整備されていることについての証明書を入札書の提出期限までに下北地域県民局長に提出し、審査を受けなければならない。また、開札日の前日までに当該証明書の内容に関する説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

(二) 入札への参加を希望する者は、入札説明書に基づき、購入物品の品質規格仕様書を入札書の提出期限までに下北地域県民局長に提出し、審査を受けなければならない。また、開札日の前日までに当該品質規格仕様書の内容に関する説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

(三) (一)及び(二)の審査結果については、当該提出者に対して書面により通知する。
(四) (一)及び(二)の説明及び内容の変更等に応じない者は当該入札に参加することができないものとする。

3 落札対象

購入物品に要求する品質及び規格等が満たされていると判断した2の(二)の品質規格仕様書に係る入札書のみを落札対象とする。

4 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

5 入札書の記載方法

入札書記載金額は、一袋当たりの価格とする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載するもの。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be purchased:

Solid de-icing agents(Sodium Chloride)

Expected quantity of 32, 400 bag
(25 kg per bag)

2 Delivery period:

From November 1, 2023 to March 31, 2024

3 Time limit for tender:

5:15 P.M. September 25, 2023

4 Contact point for the notice:

Shimokita Regional Administration
Bureau

Public Works Department

Construction Oversight Division

1-1-8 Chuono

Mutsu City, Aomori 035-0073

JAPAN

TEL 0175-22-1231

(発行者・発行人)
青森市長島一丁目一番一号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十八円九十銭